

## 自治推進委員会への一提案

### 自治基本条例（一部抜粋）

（自治運営の基本原則）

第 4 条 市民、市議会及び市長等は、次に掲げる基本原則により自治運営を行います。

- （1）情報共有の原則 市政・まちづくりに関する情報を共有すること。
- （2）参画の原則 参画により市政・まちづくりが行われること。
- （3）協働の原則 協働により市政・まちづくりが行われること。

（自治推進委員会）

第 37 条 3 項 委員会は前項に規定するもののほか、自治運営の基本原則に関する重要事項について市長に意見を述べるができるものとします。

第 37 条 3 項の手続きとしては、

自治推進委員会として「市長へ意見を述べる」に当たって、

先ず委員から委員会へ意見が届け（述べ）られ、

その取り扱い等が協議され、

委員会の意見（総意）、或いは、委員会での意見（総意に限らず）として、

市長へ届け（述べ）られるもの。

であることから、以下の提案は、先ず、本委員会の一委員の意見（提案）として、当委員会にお届け申し上げます。

### 【提案】

第 4 条（自治運営の基本原則）に関する一般市民の意見等の多方は、

第 21 条（意見等の取扱い）「市民の声」などでの対処や、

第 23 条（公的オンブズマン）による苦情処理、或いは、

議会への「請願」や「陳情」などを通じても対応等が行われているようですが、

拾いきれず、「市中に彷徨う市民の意見（不満）等々」は、まだ存在しているのが現実です。

そこで、自治推進委員会に、第 4 条に関すること限定の受付け窓口設置を提案致します。

窓口設置に関する具体的な意見等の収集手段、手続き、取り扱い等々に関しては、委員各位のご賛同があれば、別途機会を設け、協議出来ればとも考えます。（次期委員会も可）

自治推進委員 浅尾裕幸

追記）行政（担当課）負担、委員負担は、極力少ない方法で、「市中に彷徨う市民の意見等々」に関する「情報の共有」が出来ればと、自治推進（市民）委員として思った次第です。